第三号又は第四号に該当している場合には、この限りでない。

（営業保証金又は前受業務保証金の取戻し）

**第十八条**　許可割賦販売業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者が法第二十二条の二第二項後段（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定により営業保証金又は前受業務保証金を取り戻す場合において、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主たる営業所の移転の事実を証する書面及び法第二十二条の二第二項前段（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による供託に係る供託書正本の写しをもつて足りる。

**第十九条**　［1・2　略］

［項を削る。］

賦販売業者等が法第二十七条第一項第三号若しくは第四号に該当している場合又は法第三十四条の三第一項の規定により当該登録包括信用購入あつせん業者の登録が消除されている場合には、この限りでない。

（営業保証金又は前受業務保証金の取戻し）

**第十八条**　許可割賦販売業者、登録包括信用購入あつせん業者又は法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者が法第二十二条の二第二項後段（法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定により営業保証金又は前受業務保証金を取り戻す場合において、供託規則第二十五条第一項の規定により供託物払渡請求書に添付すべき書類は、主たる営業所の移転の事実を証する書面及び法第二十二条の二第二項前段（法第三十五条の三及び法第三十五条の三の六十二において準用する場合を含む。）の規定による供託に係る供託書正本の写しをもつて足りる。

**第十九条**　［1・2　同上］

3　法第三十五条の二第一項前段の規定により登録包括信用購入あつせん業者であつた者又はその承継人（法第三十五条の三において準用する法第二十八条の規定により登録包括信用購入あつせん業者とみなされる者を除く。）が営業保証金の取戻しをしようとするには、官報に次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、法第三十五条の二第二項において準用する法第二十九条第二項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。

一　当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

［項を削る。］

3～5　［略］

二　当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者の登録の年月日及び登録消除の年月日

三　当該登録包括信用購入あつせん業者であつた者の営業保証金の額

四　前号の営業保証金につき法第三十五条の三において準用する法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、六月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を経済産業局長に提出すべき旨

五　前号の申出書の提出がないときは、第三号の営業保証金が取り戻される旨

4　法第三十五条の二第一項後段の規定により登録包括信用購入あつせん業者が営業保証金の取戻しをしようとするには、官報に次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、同条第二項において準用する法第十八条の二第二項ただし書の規定に該当するときは、この限りでない。

一　当該登録包括信用購入あつせん業者の名称及び代表者の氏名並びに主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地

二　廃止した営業所の名称及び所在地並びにその廃止の年月日

三　当該登録包括信用購入あつせん業者の営業保証金の総額及び取戻しをしようとする営業保証金の額

四　前号の営業保証金につき法第三十五条の三において準用する法第二十一条第一項の規定による権利を有する者は、六月を下らない一定期間内に、その債権の額及び債権の発生原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を経済産業局長に提出すべき旨

五　前号の申出書の提出がないときは、第三号の取戻しをしようとする営業保証金が取り戻される旨

5～7　［同上］